2026年2月24日

各　位

会 社 名　丸大食品株式会社
代表者名　代表取締役社長　佐藤　勇二
（コード番号　2288 東証プライム）
問合せ先　取締役　経理部長　森本　芳史
（TEL 072-661-2518）

従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社及び当社子会社（以下「当社グループ」といいます。）の従業員に対して、人的資本経営の更なる推進と従業員のエンゲージメント向上を目的として、当社グループの従業員を対象に、当社の従業員持株会である丸大食品自社株投資会（以下「本持株会」といいます。）を通じて、新たに譲渡制限付株式を付与するインセンティブ制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしましたので、お知らせします。

１．本制度の導入目的

当社は、多様な人財がその能力を最大限に発揮できる職場環境の構築と人財育成を、人的資本戦略の中核と位置付けています。この戦略の一環として、本持株会の設立や奨励金の支給など、従業員の財産形成を促進する施策を展開し、経済的安定を通じてキャリア形成や自己成長を後押しすることで、エンゲージメントの向上と長期的な競争力強化を実現してまいりました。

今回導入する本制度は、こうした取り組みをさらに進化させるものであり、これにより、従業員の定着や優秀な人財の確保に寄与し、企業価値の向上につながるものと考えています。

具体的には、本制度において、当社は、当社グループの従業員に対して、福利厚生の増進策として、本持株会を通じて当社が発行又は処分する当社普通株式を譲渡制限付株式として取得する機会を提供します。本制度により、これまでより一層、当社グループ従業員の財産形成を支援し、経済的安定によるキャリア形成や自己成長を後押しするとともに、当社グループの従業員の当社の業績や株価への意識を高め、株主との価値共有を促進することで、企業価値向上へのモチベーションを高め、エンゲージメントの向上と優秀な人財の定着・確保につなげることを目指します。

なお、当社は、別紙のとおり、2026年４月１日より、本持株会における奨励金を引き上げることを決定しております。これにより、本制度とあわせて、本持株会の魅力をさらに高め、当社グループの従業員の中長期的な資産形成の支援と、従業員の企業価値向上への貢献意欲の一層の醸成、株主の皆様との価値共有の推進を目指してまいります。また、本持株会へのさらなる加入を促進し、従業員の経営参画意識の向上も図ってまいります。

２．本制度の概要

本制度においては、本持株会に加入する当社グループの従業員（国内非居住者を除きます。）のうち、当社が定める拠出口数以上の拠出を本持株会に対して行っており、かつ、本制度に同意する者（以下「対象従業員」といいます。）に対し、当社又は当社子会社から譲渡制限付株式付与のための特別奨励金として、金銭債権（以下「本特別奨励金」といいます。）が支給されます。

対象従業員が本特別奨励金を本持株会に対して臨時拠出し、本持株会が対象従業員から臨時拠出された本特別奨励金を当社に対して現物出資することにより、対象従業員は本持株会を通じて譲渡制限付株式としての当社の普通株式の付与を受けることになります。本制度の対象となる当社グループの従業員は、本年２月15 日時点で 2,135 名であり、本年度については、現時点で、2026 年７月を目途に、一人当たり 100 株ずつ、最大で 213,500 株の付与を予定しております。

今後、本制度に関して具体的な内容が決定いたしましたら、速やかにお知らせいたします。

３．来年度以降の取扱い

当社グループの従業員間における公平性を担保する観点から、当社は、来年度以降も、継続的に本制度に基づく譲渡制限付株式の付与を行う予定であり、今後新たに当社グループの従業員となった者及び本年度は対象従業員とならなかった当社グループの従業員についても、翌年度以降、本持株会を通じて譲渡制限付株式としての当社の普通株式の付与を受けることを可能とする予定です。

以　上

別紙

本持株会の奨励金率の引上げについて

2026 年４月の月例拠出分より、本持株会における奨励金率を「３％」から「10%」に引き上げます。

	改定前	改定後
奨励金付与率	３％	10%